

令和8年度 第5回山北町農業委員会総会 会議録					
召 集 年 月 日		令和8年8月25日（火）			
召 集 場 所		山北町役場402会議室			
開・閉会日時		開会	令和8年8月25日 午後1時30分		
		閉会	令和8年8月25日 午後3時00分		
応（不応）招委員 及び出席並びに欠席委員 出 席 11名 欠 席 0名 (凡 例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す		番号	氏 名		出欠等の別
		1 番	磯崎 加代子		○
		2 番	瀬戸 雅弘		○
		3 番	瀬戸 由紀子		○
		4 番	細谷 晋之		○
		5 番	室伏 正裕		○
		6 番	田淵 康男		○
		推進委員 山北地区	磯崎 淳		○
		推進委員 向原地区	高杉 丈二		○
		推進委員 岸地区	石田 文也		○
		推進委員 共和地区	和田 一良		○
		推進委員 清水地区	池田 和則		○
会 議 録 署 名 委 員		2 番	瀬戸 雅弘	3 番	瀬戸由紀子
出席した事務局		△		事務局員	大胡田、山崎
会議に付した案件		別紙のとおり			
会 議 経 過		別紙のとおり			

山 北 町 農 業 委 員 会 第 5 回 総 会 会 議 録

令和8年8月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。それでは議案について事務局から説明願います。

事務局 : 議案14号を説明します。1ページをご覧ください。申請地は[]で[]になります。貸付人は大[]で借受人は[]になります。[]は山北町在住の[]農業もしております。許可を受けようとする土地の所在等の対価は[]使用貸借を結ぶことになっています。4ページに譲受人の所有地がありますが、[]の自己所有地は[]、借りている農地は[]になります。次ページの対象地では露地野菜を育てる予定となっています。トラクターや耕運機等は所有しています。1人で農業従事するとのことです。臨時で2名ほど手伝っていただく形になります。また従事日数も300日となっています。周辺地域の決め事は遵守し、地域の活動には積極的に参加するとのことです。10ページから11ページまでが位置図になります。12ページが全部事項証明書になります。13ページからは公図と写真方向図と写真になります。写真は石田推進委員に現地確認していただいた時のものになります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 現在は草が刈られていないが問題なく行えると思う。

室伏委員 : 従事者は本人だけなのか。臨時でも雇用するつもりはあるのか

事務局 : 臨時で雇うつもりではいる。現在も募集をしている。

磯崎職務代理 : 金額[]問題ないのか。

事務局 : 前回か前々回の時も質問でありましたが、基本問題ありません。農地はどうしても価格が安いのが特徴になっています。今回は所有権移転でなく使用貸借であり、当人同士が農地として耕作してもらえる方がよいので金額[]いる。

瀬戸委員 : 職業が公務員となっているが、こんなに取得し管理できるのか心配である。

事務局 : 本人からの聞き取り調査では現在管理している農地も整備されているので問題ないと思われる。

室伏委員 : 以前申請しているものの管理がしっかりされているということか。

事務局 : 現地確認していますが、行っています。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第14号は承認されました。続きまして議案第15号について説明願います。

事務局 : 議案15号になります。申請地は[]になります。譲渡人は[]で譲受人は[]になります。この

案件と次から説明する3件については[]になります。元々[]
[]に住んでいましたが、[]すんでいます。そこで土地
の整理をするため、現在動いている状況になっています。そのため自分では動けな
くなってしまっているため保佐人がついています。譲受人の[]
[]をしています。許可を受けようとする土地の所在等の対価は[]
[]となっています。申請地では土地が広いので、徐々に耕作していきま
すが、みかんと山菜やタケノコなどを育てる予定です。[]に住んでいますが、
農業従事日数も150日は従事するそうです。取得後は日常管理をしっかりし、地
域活動にはできるだけ協力をしますとのこと。26、27 ページは位置図になり
ます。28 ページからは全部証明書になります。37 ページからは公図と写真方向図
と写真になります。写真は石田推進委員に現地確認していただいた時のものになり
ます。簡単ではございますが、説明を終わります。

- 議長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。
- 石田推進委員 : 比較的きれいにされている感じであり、耕作はできると思います。
- 磯崎推進委員 : 小屋のようなものがあるが、それも申請者のものになるということか。
- 事務局 : そのように聞いています。
- 室伏委員 : 農機具が少ない気がするが耕作できるのか。
- 事務局 : 基本的には現在みかん等が植えられているためそれをそのまま育てるので、新規
購入は考えていないようであるが、別のものを作るとなれば購入もしくは借りる
可能性があります。
- 高杉推進委員 : []地区の農地があるが、数年前から管理されていないようであ
るため心配ではある。
- 議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よ
って議案第15号は承認されました。続きまして議案第16号について説明願います。

- 事務局 : 議案16号になります。申請地は[]になり
ます。譲渡人は[]で譲受人は[]になります。譲受人の[]
[]は[]をしています。許可を受けようとする土地の所在等の
対価は[]となっています。申請地ではナスなどの露地野菜を育てる
予定です。耕運機と草刈機は所有しています。[]に住んでいるので農業従事
日数も160日は従事するそうです。取得後は日常管理をしっかりし、活動はできる
だけ協力をしますとのこと。53、54 ページは位置図になります。55、56 ページ
は全部証明書になります。57 ページからは公図と写真方向図と写真になります。
写真は石田推進委員に現地確認していただいた時のものになります。簡単ではござ
いますが、説明を終わります。

- 議長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。
- 石田推進委員 : 立地的もよく耕作するうえでは問題なくやっただけと思う。
- 議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よ
って議案第16号は承認されました。続きまして議案第17号について説明願います。

事務局 : 議案 17 号になります。申請地は[]になります。
譲渡人は[]で譲受人は[]になります。譲受人の[]は[]農家になります。許可を受けようとする土地の所在等の対価は[]
[]ほどとなっています。現在所有している農地は[]あり、借りている
用地は[]になります。申請地では露地野菜やブルーベリーを育てる予定です。
[]住んでおり農家として活動しています。本人の農業従事日数も 200 日、一
緒に従事をする息子さんも 200 日は従事するそうです。取得後は日常管理をしつかりし、活動への参加や鳥獣被害対策への協力をしますとのことです。68、69 ページは位置図になります。70 ページからは全部証明書になります。71 ページからは公図と写真方向図と写真になります。写真は石田推進委員に現地確認していただいた時のものになります。簡単ではございますが、説明を終わります。

議長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : []農業委員でもあり問題ないと思う。また立地もそこまで大きくないので負担にはならないと思う。

瀬戸委員 : 写真をみると畑になっているが、田んぼにするのか。

事務局 : 田んぼにはしない。ブルーベリー等を育てる予定です。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第 17 号は承認されました。続きまして議案第 18 号について説明願います。

事務局 : 議案 18 号になります。申請地は[]になります。譲渡人は[]で譲受人は[]になります。許可を受けようとする土地の所在等の対価は[]となっています。対象地ではナスやトマトなどを育てる予定です。対象地の隣に住んでいますので、農業従事日数も 200 日は問題なく従事するそうです。取得後は病害虫が発生しないように日常管理をしつかりし、活動には積極的に参加するとのことです。82、83 ページは位置図になります。84、85 ページは全部証明書になります。86 ページからは公図と写真方向図と写真になります。写真は石田推進委員に現地確認していただいた時のものになります。簡単ではございますが、説明を終わります。

議長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 場所は申請者のすぐ横であるため、問題なく耕作できると思う。場所も平たく管理しやすい土地である。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第 18 号は承認されました。続きまして議案第 19 号について説明願います。

事務局 : 議案 19 号になります。こちらから 5 条申請案件となります。申請地は[]
[]になります。貸付人は[]で

貸受人は[]になります。この案件は令和3年に申請したものになります。こちらは[]がまだ続いているため再度申請ものになります。他の工事現場が伸びているためそれを受けて完成していない状況です。そのため当初の申請から内容に変更はありません。対象地[]ですが、申請する一時転用部分の面積は[]になります。工期は令和8年10月から令和10年9月30日までとなります。資金について自己資金により、隣接農地がないため雨水等は自然浸透で処理する計画になっております。90、91 ページは位置図になります。92 ページは全部証明書になります。93 ページは見にくいですが、計画平面図になります。94 ページからは公図と写真方向図と写真になります。写真は池田推進委員に現地確認していただいた時のものになります。簡単ではございますが、説明を終わります。

議長 : 現地を確認し池田推進委員から何かありますか。

池田推進委員 : 再申請であるので現地は仮設道路となっている。工事延長に伴ったものである。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第19号は承認されました。続きまして議案第20号について説明願います。

事務局 : 議案20号になります。申請地は[]になります。譲渡人は[]さんで譲受人は[]になります。この案件は前回の7月総会で議案になった3条案件に関連するものになります。対象地は現在[]に隣接している農地になります。こちらの用地を取得する理由としては[]が自己住宅を建築するために転用するものになります。[]でしたが、広い土地を求めて山北町に移住することになりました。敷地面積は[]で建築面積は[]になります。99、100 ページは位置図になります。101、102 ページは今回建築する住宅の計画図になります。103 ページ全部証明書になります。104 ページからは公図と写真方向図と写真になります。写真は石田推進委員に現地確認していただいた時のものになります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議長 : 現地を確認した石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 県道からすぐ近くの土地になります。対象地はもう耕作されていない場所です。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第20号は承認されました。

4 その他

議長 : その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は9月25日13時30分からということでよろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしく願います。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(15:00)

